

告示

埼玉県告示第千三百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮市場TOP川越店

埼玉県川越市大字小室三百八十五―一

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四七四台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 三五六台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）平面駐車場 午前八時三十分から翌午前〇時三十分

屋上駐車場 午前八時三十分から翌午前〇時三十分

隔地駐車場 午前八時三十分から午後十時

（変更後）午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 三か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 二か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十八年八月五日

ニ 届出年月日

平成二十七年十二月四日

二 縦覧期間

平成二十七年十二月十五日から平成二十八年四月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十二月十五日から平成二十八年四月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課